

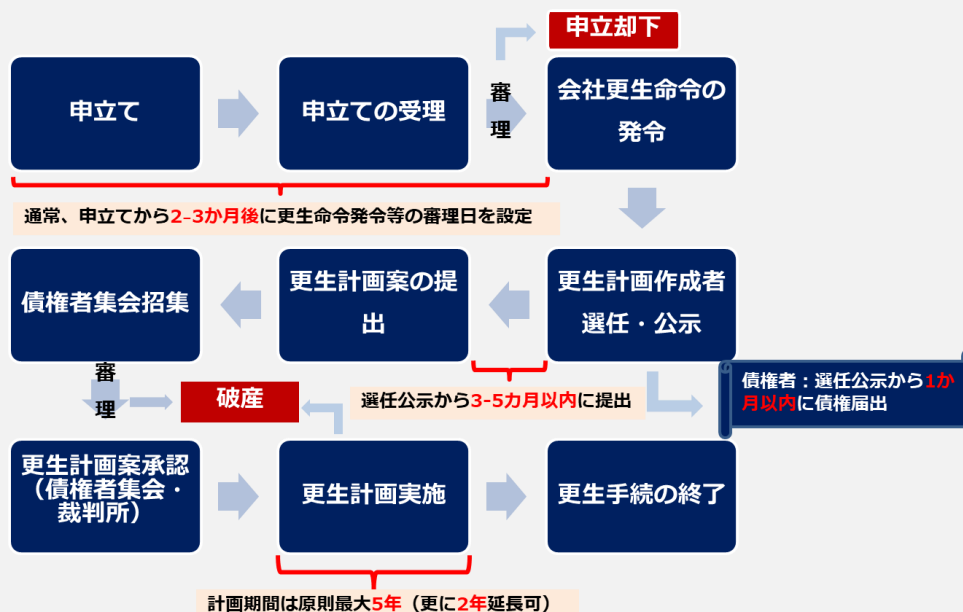


❖ はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大による航空業界への打撃に伴い、今年5月下旬にはタイ国際航空（Thai Airways）による会社更生手続開始が申し立てられ、受理されました。今後も、タイにおいて、会社更生等の事案が相次ぐことによって、日系企業も重大な影響を受ける可能性があります。そのため、タイ破産法（Bankruptcy Act B.E. 2483 (1940)、以下「破産法」といいます。）に基づく会社更生手続の流れや制度を予め理解し、これに備えておくことが望まれます。本ニュースレターでは、タイにおける会社更生手続の概要を整理し、ご紹介いたします。

❖ 手続の流れ

会社更生手続の進行例は、以下フロー図のとおりとなります。



❖ 日本の会社更生・民事再生との比較

タイの会社更生と、日本の会社更生・民事再生とは、概要、以下の点に違いがあります。

	タイの会社更生	日本の会社更生	日本の民事再生
適用対象	原則法人のみ（2016年法改正により一部の自然人・パートナーシップ等に適用拡大）	株式会社のみ	限定なし（法人・個人共に可）
経営権	原則更生計画作成者等に移転	原則管財人に移転	現経営陣の経営維持
担保権	一定期間担保権実行不可	担保権実行不可	担保権実行可
申立てから計画認可までの期間	1年程度か	1年程度	5カ月程度
株主	更生命令後、株主権制限（更生計画終了により復権）	株主の地位喪失	原則影響なし

❖ 会社更生手続開始の申立て

● 申立権者は？

☞ 会社更生手続開始の申立権者は、以下の通りです（破産法 90/4 条）。

- 債務者自身
- 1000 万バツ以上の債権を有する債権者
- 関連監督官庁



● 会社更生手続の対象となる債務者は？

- ☞ 以下の全ての要件を満たす債務者が対象となります（破産法 90/3 条）。なお、2016 年の破産法改正により、中小企業等は会社更生手続を利用しやすくなりました。
 - 支払不能であること
 - 単独又は複数の債権者に対する債務総額が 1000 万パーツ以上であること
 - 会社更生の合理的根拠と見通しが存在すること
- ☞ 但し、債務者が以下に該当する場合、会社更生手続開始の申立ては認められません（破産法 90/5 条）。
 - 裁判所が債務者に対して確定的な財産保全措置を命じている場合
 - 裁判所又は登記官が債務者の解散又は法人登記の取消しを命じている場合、解散登記がされている場合、又はその他の理由で債務者が解散しなければならない場合

● 申立書に記載すべき内容は？

- ☞ 会社更生手続開始の申立書には、以下を明確に記載しなければなりません（破産法 90/6 条）。
 - 債務者が支払不能であること
 - 債務者が合計 1000 万パーツ以上の債務を負う単独又は複数の債権者の名称と住所
 - 会社更生の合理的根拠と見通し
 - 会社更生計画作成者の氏名と資格
 - 会社更生計画作成者の書面同意

❖ 更生手続開始の申立ての受理・会社更生命令

● 申立て後の手続の流れは？

- ☞ 裁判所は、申立てを受理し、審理予定日を公告します（破産法 90/9 条）。その後、裁判所は、審理の上、会社更生を行う合理的根拠があり、誠実に申し立てられていると判断した場合、会社更生命令を下します（破産法 90/10 条）。

● 申立て受理の法的効果は？

- ☞ 申立てが受理されると、**オートマチック・ステイ**（Automatic Stay）の効力が発生します。

● オートマチック・ステイの具体的効果は？

- ☞ オートマチック・ステイにより、例として、以下の行為が禁止されます（破産法 90/12 条）。
 - 債務者に対する債務者財産に関する**訴訟提起・強制執行**等（裁判所の許可を得た場合等を除きます。）
 - 担保権者による、申立受理から一定期間内（原則 1 年間、但し最大 2 回、各 6 か月を上限として延長の可能性）における、**担保権実行**（裁判所の許可を得た場合を除きます。）。
 - 債務者による、資産の処分、譲渡、貸与、**債務の弁済**、債務負担又は担保提供（**裁判所がこれを認める命令を下した場合、債務者の事業遂行に必要な場合**を除きます。）。

● オートマチック・ステイの効力発生後、債務者から債務の弁済を受けることは禁じられるか？

- ☞ オートマチック・ステイ後は、原則として弁済を受けることは禁じられますが、①弁済が債務者の事業遂行に必要である場合や、②裁判所が弁済を認めた場合には、例外的に、債務者から弁済を受けることは禁じられません。

● 他に、オートマチック・ステイによる保全効果を争う方法はあるか？

- ☞ 債権者や保全の影響を受ける者は、保全効果が会社更生に必要でないこと、又は担保権者の権利が十分に保護されていない旨を示すことによって、裁判所に対し、保全効果の変更や取消しを申し立てることが可能です（破産法 90/13 条）。

❖ 更生計画作成者の選任

● 更生計画作成者（Plan Preparer）の役割は？

- ☞ 申立人等が指名し、裁判所が選任した、**更生計画作成者**が、更生計画を作成します。更生計画作成者は、債務者の事業・財産を管理し、債務者株主としての権利（配当収受権を除きます。）を付与されるなど、広範な権限を有します。



● 管財人 (Receiver) ・更生計画管理者 (Plan Administrator) の各役割は？

- ☞ 管財人は、行政官として、債権者集会の招集や弁済請求 (債権届出) の受領等の手続の進行・管理を行うと共に、更生計画管理者の行動を監督する等の監督的役割を担います。
- ☞ 更生計画管理者は、更生計画に従い、債務者の事業と資産を管理します。

❖ 弁済請求 (債権届出)

● 債権者はどのような手続で債権を回収するのか？

- ☞ 債権者は、会社更生手続内で、弁済請求 (債権届出) をすることによって、債権回収します。更生計画作成者選任の公告から **1 か月以内**の債権届を怠った場合、一定の例外を除き、弁済を受ける権利を失います (破産法 90/61 条)。

● 弁済請求の対象となる債務は？

- ☞ 弁済期到来の有無や条件付債務か否かにかかわらず、**会社更生命令前に発生した債務が対象** (破産法 90/27 条)。

❖ 更生計画案の提出・承認・実行

● 更生計画案はどのようなスケジュールで作成・提出されるのか？

- ☞ 更生計画案は、更生計画作成者選任の公告から原則 **3 か月以内 (最大 2 か月延長可)** に管財人に提出され、債権者や債務者に送付されます (破産法 90/43 条)。

● 債権者集会における更生計画の承認手続は？

- ☞ 債権者集会では、債権者は、以下のグループに区分されます。そして、**全グループが同意するか、又は、少なくとも一つのグループが同意し且つ全グループ合計の総債権額の半数以上の賛成**が得られた場合、債権者集会で更生計画が承認されます。債権者集会で承認された更生計画は、その後、裁判所に回付され、裁判所での審査を経て、最終承認されます。

- ① 総債権額の 15%以上の担保付債権を有する担保権者
- ② ①以外の担保権者
- ③ 無担保債権者
- ④ 法律又は契約に基づく劣後債権者

● 裁判所における更生計画承認後の手続は？

- ☞ 更生計画管理者が、債務者の事業や資産を管理し、計画を遂行します。

❖ 会社更生手続の終了

● 会社更生が計画通りに遂行された場合及び遂行されなかった場合の、各手続は？

- ☞ 会社更生が計画通りに遂行された場合、裁判所に対し、会社更生の終了が申し立てられます。裁判所がこれを認めた場合、会社更生手続の終了が命じられます。
- ☞ 会社更生が計画通りに遂行されなかった場合で、裁判所が破産宣告相当と判断したケースでは、債務者に対して確定的な保全命令を下され、破産手続に移行します。一方、破産宣告相当と判断されなかった場合、会社更生手続が終了します。

● 会社更生手続が終了した場合の効果は？

- ☞ 会社更生手続の終了をもって、債務者の経営者の事業・財産の管理権や、債務者の株主権が復権します。また、債務者は、債権届出された債務を除く、更生手続内で弁済を受け得る一切の債務を免除されます (破産法 90/75 条)。

❖ お問い合わせ

本ニュースレターに関するご質問やご相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士 中村 賢人

電話 : 03-3539-6070 Mail : infotokyo@midosujilaw.gr.jp

- ◆ 本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターの内容の無断転載・無断使用等はご遠慮ください。